

加東市農業再生協議会 第1回総会

日 時 令和5年4月19日（水）午前9時30分から
場 所 加東市役所 2階 201会議室

（会議次第）

開 会

- 1 あいさつ
- 2 議長の選任
- 3 議事録署名人の選任
- 4 説明事項

令和5年度経営所得安定対策等事業概要等について

5 議 事

- | | |
|-------|---------------------------|
| 議案第1号 | 令和4年度事業報告及び決算報告について |
| 議案第2号 | 加東市農業再生協議会規約の改正について |
| 議案第3号 | 令和5年度役員の選任について |
| 議案第4号 | 令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について |
| 議案第5号 | 令和5年度産地交付金について |
| 議案第6号 | 加東市水田農業ビジョン（案）について |
| 議案第7号 | 附帯決議について |

6 そ の 他（連絡事項等）

閉 会

令和5年産に向けた水田農業の取組方針

令和5年4月
近畿農政局 兵庫県拠点

令和3年産、4年産における作付転換の状況

- 令和4年産の主食用米の作付面積は、前年比で約5.2万haの減少。
- そのうち飼料用米への転換が2.6万ha(全体の約5割)を占め、麦・大豆等の品目への転換は伸び悩み。

戦略作物等 (万ha)										
	主食用米	備蓄米	新規需要米					麦	大豆	その他 (飼料作物、そば・なたね)
			加工用米	飼料用米	WCS 〔稲発酵粗飼料稲〕	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)			
R 2 年産	136.6	3.7	4.5	7.1	4.3	0.6	0.6	9.8	8.5	10.2
	▲6.3		+0.2	+4.5	+0.1	+0.1	+0.1	+0.4	±0	±0
R 3 年産	130.3	3.6	4.8	11.6	4.4	0.8	0.7	10.2	8.5	10.2
	▲5.2		+0.2	+2.6	+0.4	+0.1	+0.1	+0.5	+0.3	▲0.3
R 4 年産	125.1	3.6	5.0	14.2	4.8	0.8	0.7	10.6	8.9	9.9

注1:加工用米及び新規需要米(飼料用米、WCS用稲、米粉用米、新市場開拓用米)は取組計画の認定面積。

注2:備蓄米は地域農業再生協議会が把握した面積。

注3:麦、大豆、その他(飼料作物、そば、なたね)は地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積。(基幹作)

主食用米等の令和4/5年及び令和5/6年の需給見通し(令和5年3月公表 基本指針)

【令和4/5年の主食用米等の需給見通し】

(単位:万トン)		
令和4年6月末民間在庫量	A	218
令和4年産主食用米等生産量	B	670
令和4/5年主食用米等供給量計	C=A+B	888
令和4/5年主食用米等需要量	D	691 ~ 697
令和5年6月末民間在庫量	E=C-D	191 ~ 197

令和2年も青森のミロ
リ影響緩和措置対策
(特別枠)を除いた
場合の見直し

---> 209 <<9>>

→ 平年作:669万トン

---> 879 <<9>>

---> 182~188 <<9>>

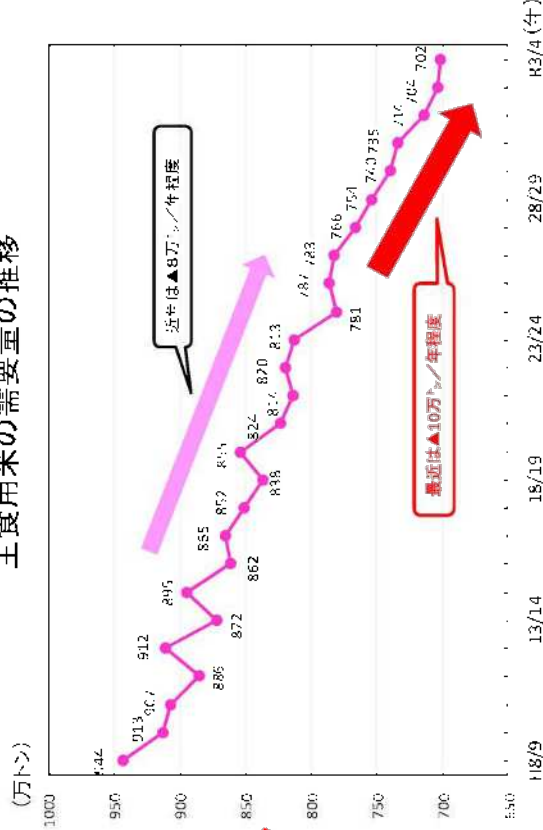
R4年度と同程度
の作付転換が必要

【令和5/6年の主食用米等の需給見通し】

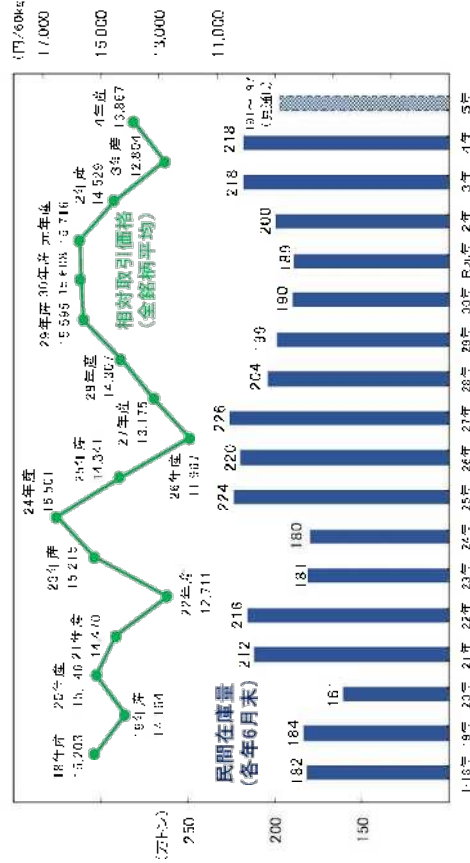
(単位:万トン)		
令和5年6月末民間在庫量	E	191 ~ 197
令和5年産主食用米等生産量	F	669
令和5/6年主食用米等供給量計	G=E+F	860 ~ 866
令和5/6年主食用米等需要量	H	680
令和6年6月末民間在庫量	I=G-H	180 ~ 186

注1:主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向、コロナ影響緩和特別対策(特別枠)の販売動向等によって、今後、変動する可能性がある。
注2:欄外の記載は、コロナ影響緩和特別対策(特別枠)に取り組み令和2年産米を除いた場合の見通しであり、<< >>書きは特別枠に係る取組数量。
注3:ラウンドの間際で計と内訳が一致しない場合がある。

主食用米の需要量の推移



相対取引価格と民間在庫量の推移



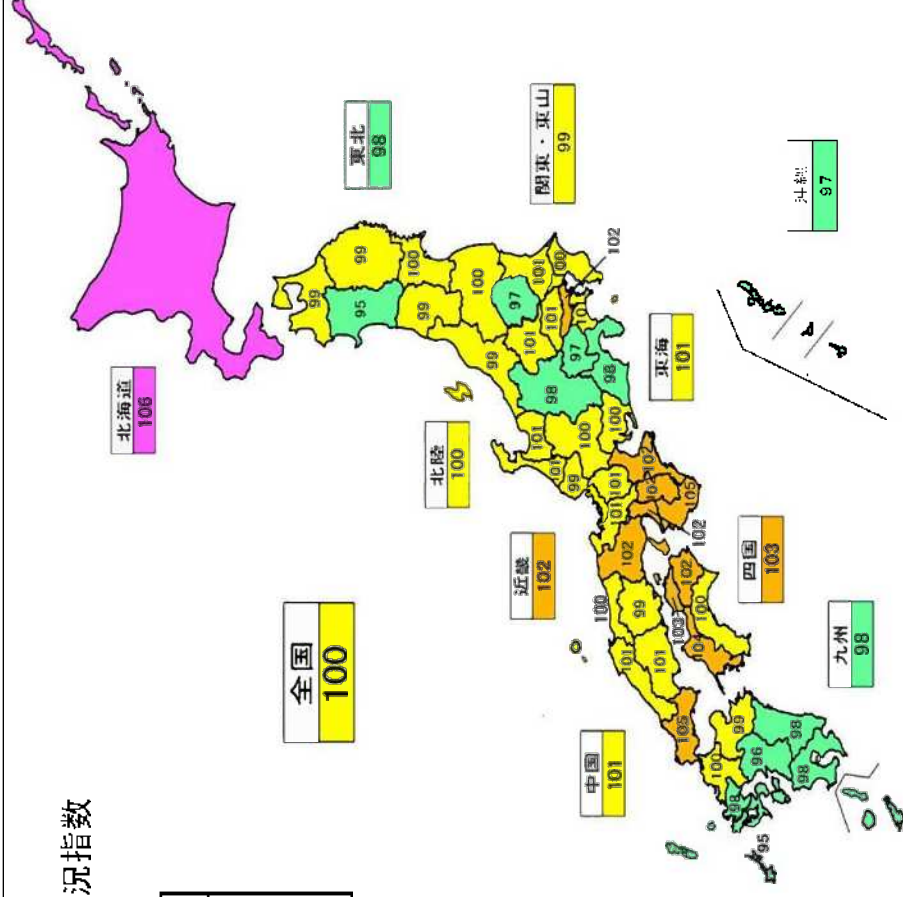
注:相対取引価格は、当該年度の出回りから翌年10月まで(令和4年度は出回りから5年2月まで)の適年平均価格であり、運賃、包装代、消費税引当額が含まれている(令和4年度は速報値)。

令和4年産水稻の収穫量

- 令和4年産水稻の作付面積（子実用）は135万5,000haで、前年産に比べ4万8,000ha減少した。うち主食用作付面積は125万1,000haで、前年産に比べ5万2,000ha減少した。
- 全国の10a当たり予想収量は536kgが見込まれる。
- 以上の結果、収穫量（子実用）は726万9,000tで、前年産に比べ29万4,000tの減少が見込まれる。このうち、主食用の収穫量は670万1,000tで、前年産に比べ30万6,000tの減少が見込まれる。
- なお、農家等が使用しているふりむきの全国の作況指数は100となる見込み。

全国農業地域・都道府県別作況指数

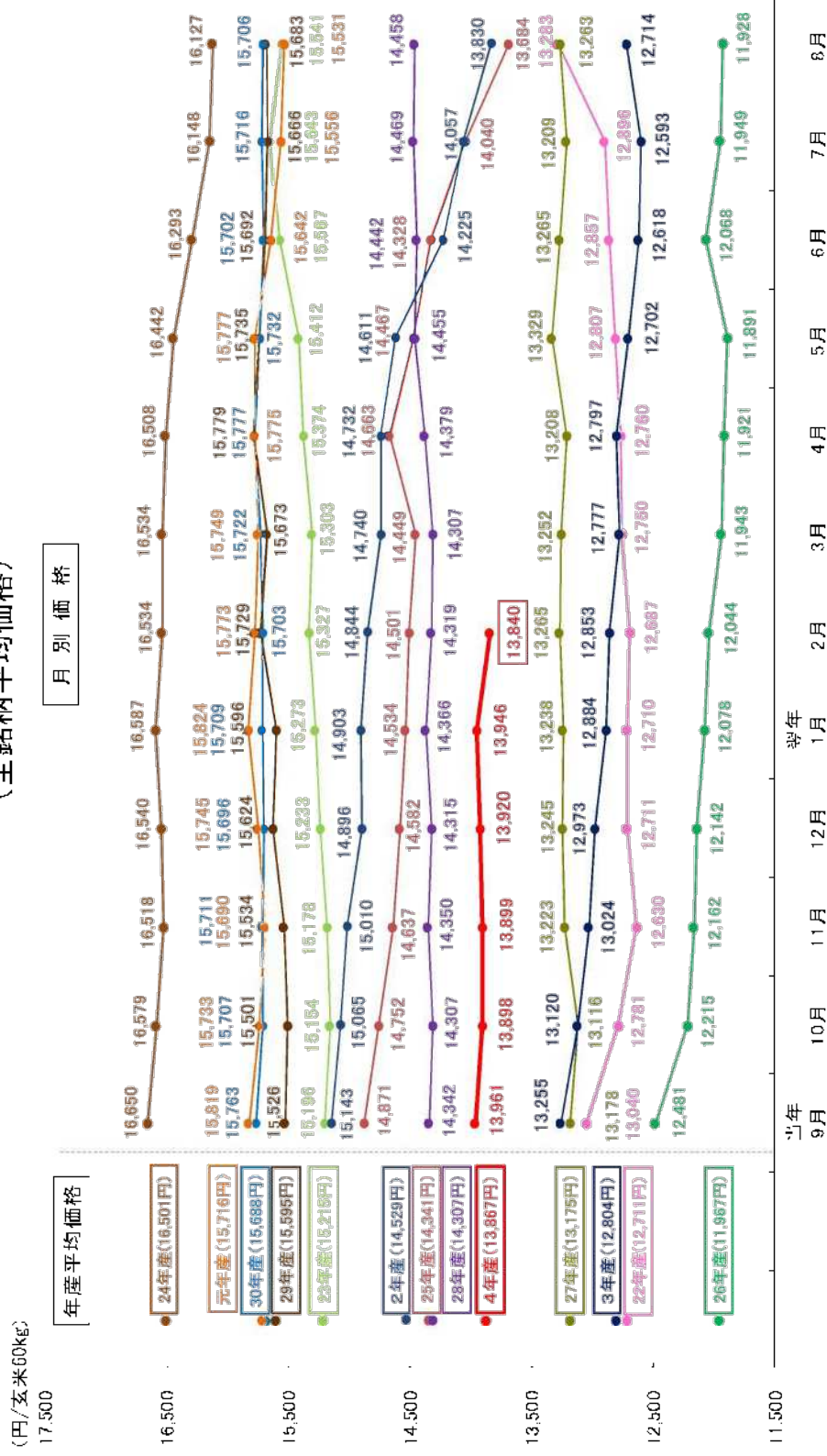
作況の良否（作況指数）	
良	＜106以上＞
やや良	＜105～102＞
平年並み	＜101～99＞
やや不良	＜98～95＞



相対取引価格の推移（平成22年度～令和4年度）

○ 令和4年度米の令和5年2月の相対取引価格は、全銘柄平均で前月差▲106円の13,840円/60kgとなり、出回りからの年産平均価格は前年産+1,063円の13,867円/60kgとなったところ。

相対取引価格の推移（税込）
（全銘柄平均価格）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：運賃、包装代、消費税相当額（平成26年3月までは5%、元年9月までは8%、元年10月以降は10%、ただし軽減税率対象は8%）を含む1等米の価格である。

注2：グラフの左側は各年産の通年平均価格（当該年産の出回りから翌年10月まで（4年産は出回り～令和5年2月までの速報値））、右側は月ごとの価格の推移。

令和5年産に向けた水田農業の取組方針

令和4年産における課題

産地によっては次のような課題があったのではないかと。

- 作付転換の検討を始める時期が遅れ、作付転換に必要な種もみ等の準備が間に合わなかった。
- 定着していた麦や大豆が減少し、取組みやすい一般品種での飼料用米への転換が増えた。
- 転換作物が定着しているほ場において、連作障害が発生してしまっている。あくまで一時的な作付転換で、今後主食用米に戻ってしまう可能性もあり、産地として作付転換が定着できていない。
- 古米の在庫が重いなか、4年産の契約が思うように進んでおらず、主食用米の在庫解消の見通しが立っていない。

産地ごとに、どのような課題があったかを
確認することが必要

令和5年産に向けた取組方針

産地ごとに4年産の課題を振り返り、5年産にむけて、以下の点を確認しましょう。

- ① 生産者がどの作物に転換するかを幅広く検討できるよう、作付転換の検討を早い時期から開始しましょう。
- ② 麦・大豆・野菜などの定着性・収益性の高い品目、輸出用米など需要増が見込まれる品目への転換をまずは検討しましょう。飼料用米や米粉用米に取り組む場合は、需要に応じた生産に対応するため、多収品種や専用品種で取り組むことを検討しましょう。
- ③ その際、転換作物が定着している水田は、畑地化することを検討しましょう。一方、水田として利用する場合は、連作障害回避のためにブロッコリーテーションを行いましょう。
- ④ 在庫の状況や中長期的にどのような産地を目指すのかを関係者間で共有し、主食用米に後戻りしない作付転換を計画的に進めていきましょう。

産地ごとにしっかり取り組むことで、需要
に応じた生産を実現

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・現況において非農地に転用された土地
- ・3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ①たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ②用水供給設備（用水路等）を有しない農地

[令和3年12月に決定した方針]

- ・5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われていない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参) 農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

[令和4年秋に具体化された内容]

- ・5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

【目的】

- ・転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す



- ・ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確保できる場合は、交付対象とする。

- ・水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。

- ・ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

③ 水田活用の直接支払交付金等

【令和5年度予算概算決定額 305,000 (305,000) 百万円】

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

<政策目標>

- 小麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、飼料用米9.7万ha〔令和12年度まで〕）
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万、米粉用米：13万〔令和12年度まで〕）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に合わせた生産を行う産地の育成・強化

[illegible]

1. 戰略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

4. 2×新市場開拓等促進事業

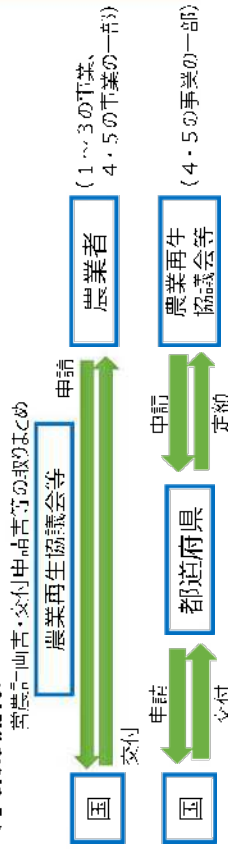
4. コメ市場開拓等促進事業 (11,000百万円)
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う豊業者を支援します。 ※8

※8 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

5. 烟地化促進助成

5. 畑地化促進助成
水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。
(2,215百万円)

＜事業の流れ＞

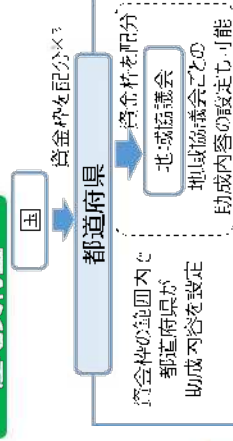


△ 次ノノミ

戰略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS出程	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に依り、5.5万円~10.5万円/10a※2

産地交付金



○ 当年産の以下の段組に応じて資本金を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用火、地元産農作物の作付け（専 断作のみ）	2万1円/10a
新市場開拓川米の振救性契約	1万円/10a

※3：作付回転の天値や、十面等に基づき配分

畑地化促進助成 (令和4年度補正予算と併せて実施)

- ① 畑地化支援（高収益作物畑作物（高収益作物以外）※4：17.5万円/10a※5：14.0万円/10a※6）
- ② 定着促進支援
 - ア 高収益作物（2万円（3万円※7）/10a×5年間）（①とセット）
 - イ 畑作物（高収益作物以外）※5（2万円/10a※6×5年間）（①とセット）
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）※7：加工・業務用野菜等の場合